

食品衛生法施行細則 [昭和 45 年福井県規則第 1 号 最終改正：平成 17 年福井県規則第 112 号]

(趣旨)

第 1 条 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）の施行については、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「規則」という。）、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和 26 年厚生省令第 52 号。以下「省令」という。）および食品衛生法施行条例（平成 12 年福井県条例第 10 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(書類の経由等)

第 2 条 法、政令、規則、省令およびこの細則の規定により、厚生労働大臣に提出する書類にあつては 3 通、知事に提出する書類にあつては 2 通とし、所管する保健所長を経由しなければならない。

2 前項の提出書類の申請人または届出人が未成年者、成年被後見人または被保佐人であるときは、法定代理人、成年後見人または保佐人の連署を必要とする。

(当該吏員)

第 3 条 法第 9 条第 1 項ただし書に規定する当該吏員は、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 19 条に規定すると畜検査員とする。

第 4 条から第 5 条まで 削除

(基準を緩和する特別の事情)

第 6 条 条例第 2 条ただし書および第 3 条ただし書の規則で定める特別の事情は、次に掲げる営業を行う場合とする。

- 一 自動販売機による営業
- 二 自動車等による営業
- 三 催事等において臨時に行う営業
- 四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 46 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業

(営業許可の申請)

第 7 条 法第 52 条第 1 項の許可を受けようとする者は、様式第 3 号による申請書に営業許可手数料を添えて知事に提出しなければならない。

2 法第 52 条第 1 項の許可を受けた者（以下「許可営業業者」という。）は、許可の有効期間満了に際し、引き続きその営業を営もうとするときは、有効期間満了前に様式第 3 号による申請書に営業許可手数料を添えて知事に提出しなければならない。

(許可営業業者の地位の承継)

第 7 条の 2 法第 53 条第 2 項の規定により許可営業業者の地位の承継の届出をしようとする者は、様式第 4 号による営業許可承継届を知事に提出しなければならない。

(施設検査)

第8条 知事は、第7条第1項の申請があつたときは、監視員にその施設が法第51条の基準に適合するか否かを実地に検査させるものとする。

(営業許可証等)

第9条 条例第4条第1項前段の営業許可証は、営業許可証(様式第5号)によるものとする。

2 条例第4条第1項後段の営業許可済証は、営業許可済証(様式第5号の2)によるものとする。

(営業廃止の届出)

第10条 許可業者は、その営業を廃止したときは、10日以内に、様式第6号による営業廃止届に営業許可証を添えて知事に提出しなければならない。

2 許可業者の死亡または解散によつて営業を廃止したときは、前項の届出は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条に規定する届出義務者または清算人が行うものとする。

(営業許可申請書記載事項の変更の届出)

第11条 飲食店営業または喫茶店営業を営む者は、営業の種目を変更しようとするときは、知事に届け出なければならない。

2 規則第71条の規定による届出および前項の規定による届出は、様式第7号による営業許可申請書記載事項変更届により行わなければならない。

(食品衛生管理者の設置等の届出)

第12条 法第48条第8項の規定による届出は、食品衛生管理者設置(変更)届(様式第8号)によりするものとする。

(検食の保存)

第13条 法第62条第3項の施設の設置者は、検査試料として原材料および調理済み食品を、食品の提供後2週間、零下20度以下で冷凍保存しなければならない。

(条例第5条第1項の規則で定める規模)

第14条 条例第5条第1項の規則で定める規模は、次の各号のいずれかに該当する規模とする。

- 一 継続して供与する食品の数量が1回20食以上である規模
- 二 継続して供与する食品の数量が1日50食以上である規模

(食品供与施設の届出)

第15条 条例第5条第1項の規定による届出は、食品供与施設設置届(様式第9号)によりするものとする。

(食品供与施設の使用の廃止の届出)

第16条 条例第5条第2項の規定による届出は、食品供与施設使用廃止届(様式第10号)によりするものとする。